

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

3,505,645個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第24期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記添付書類（23頁）に記載のとおりであります。

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤と収益力の強化に努め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、適正に利益還元することを基本方針としています。

このような方針のもと、当期の株主配当金につきましては、経営基盤の強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、前期と同額の1株につき7円とさせていただきますと存じます。

また、当期の内部留保金につきましては、将来の事業展開に向けた財務体質および経営基盤の強化に活用し、事業の拡大に努めてまいります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) グループ会社相互の連携の強化と、業務効率向上のため、現行定款第3条の本店所在地を東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。また、本変更の効力は、平成17年に開催される第25回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。なお、この附則につきましては、本店移転の効力発生日後はこれを削除することといたしたいと存じます。

(2) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号 施行日平成15年9月25日）に基づき、当社の業務または財産の状況、その他の事情に対応して、機動的に自己株式の買受けを行えるよう、取締役会決議により自己株式の買受けを行うことができる旨の規定を定款第6条に新設するとともに、現行定款第6条以下の条数を順次繰り下げ、附則1条の引用条文の条数を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>(所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p>	<p>(所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p>
<p><u>第 6 条</u> 、 <u>第 40 条</u></p>	<p><u>第 6 条</u> <u>当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><u>第 7 条</u> 、 <u>第 41 条</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>第 1 条 <u>第 31 条</u>の規定にかかわらず平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、<u>第 31 条</u>中「就任後 4 年内」とあるを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。 なお、本附則は前記監査役全員が退任した時をもって削除する。</p>	<p>第 1 条 <u>第 32 条</u>の規定にかかわらず平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、<u>第 32 条</u>中「就任後 4 年内」とあるを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。 なお、本附則は前記監査役全員が退任した時をもって削除する。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>第 2 条</u> <u>第 3 条</u>の変更は、平成 17 年に開催</p>
	<p><u>される第 25 回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日後これを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

社外監査役 長島安治氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、その補欠のため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠選任されます監査役の任期は、定款第31条の定めに従い、退任した監査役の任期の満了すべき時までとします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
宇野 総一郎 (昭和38年1月14日)	昭和63年4月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所 弁護士登録 平成12年1月 長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士(現任)	株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者 宇野総一郎氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役 マーク・シュワルツおよび監査役 長島安治の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金内規に従い、退職慰労金を贈呈したく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
マーク・シュワルツ	平成13年6月 当社取締役 現在に至る
長島 安治	平成11年6月 当社監査役 現在に至る

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員として採用を予定する者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員として採用を予定する者の当社の企業価値向上に対する意欲を高めるため、当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員として採用を予定する者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てるものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社ならびに当社子会社の取締役、顧問、従業員および従業員として採用を予定する者
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式3,500,000株を上限とする。
なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
35,000個を上限とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。ただし、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (5) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という)は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に、1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または時価を下回る価額で新株を発行もしくは自己株式を処分するとき(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「分割・新規発行による増加株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式併合を行う場合、その他行使金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成17年7月1日から平成22年6月30日までの間で取締役会が定める期間

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）が権利行使のときに、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、顧問、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

対象者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める条件により、相続人がこれを行行使することができる。

対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡

当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案が当社株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却できる。

対象者が、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該対象者の有する新株予約権を無償で消却できる。

上記のほか、当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却できる。

以 上

インターネットによる議決権の行使の場合のお手続きについて

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日株主総会にご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。
また、インターネット接続にファイアウォール等をご使用の事業会社等で、通信を制限されている場合、ご利用いただけないことがありますのでご了承下さい。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙または招集メールに記載の議決権行使コードおよび仮パスワードまたはご登録のパスワードを入力することが必要となりますので、ご確認下さい。（議決権行使コードは株主総会のつど新しいコードをご通知いたしますが、ご登録いただいたパスワードは継続してご利用いただけますので、パスワードの管理には十分ご注意ください。）
また、ご利用になる前に、議決権行使サイトの「ご利用の注意点」および「操作手順」をよくお読み下さい。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成16年6月23日（水曜日））の24時まで受付いたしますが、お早めに行使下さいますようお願い申し上げます。
4. インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットにより、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. プロバイダのダイヤルアップ接続をご利用の場合、議決権行使サイトをご利用いただくためには、プロバイダへのダイヤルアップ接続料金（無料の場合もあります。）および通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要になりますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
7. ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、議決権行使サイトでお手続き下さい。

以上

システムに関するお問い合わせ
名義書換代理人 UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120 - 663 - 166
（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）
電子メールアドレス：daikohelp@ufjtrustbank.co.jp